

公害防止事業費事業者負担法(抜粋)

第二条(定義)

この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者によるその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

三 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地若しくは農業用施設又はダイオキシン類 ([ダイオキシン類対策特別措置法](#) (平成十一年法律第百五号) [第二条第一項](#) に規定するダイオキシン類をいう。) により土壌が汚染されている土地について実施される客土事業、施設改築事業その他の政令で定める事業

3 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

第三条(費用を負担させる事業者の範囲)

公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことが確実と認められる事業者とする。

第四条(事業者の負担総額)

公害防止事業につき事業者負担させる費用の総額(以下「負担総額」という。)は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの(以下「公害防止事業費」という。)の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。

2 公害防止事業が第二条第二項第一号から第三号まで又は第五号に係る公害防止事業である場合において、その公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度、当該公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担総額とすることが妥当でないとき認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもつて負担総額とする。

3 公害防止事業が第二条第二項第四号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担総額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもつて負担総額とする。

第五条(事業者負担金の額)

公害防止事業につき各事業者負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とする。

第六条(費用負担計画)

施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

- 2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 公害防止事業の種類
 - 二 費用を負担させる事業者を定める基準
 - 三 公害防止事業費の額
 - 四 負担総額及びその算定基礎
- 3 前項第二号の費用を負担させる事業者を定める基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他の事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。
- 4 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらの額のうち当該公害防止事業に係る施設の管理に要する毎年度の費用（以下「管理費」という。）が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用（以下「設置費」という。）と管理費とに区分するものとする。
- 5 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

第七条

施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第二項第四号の負担総額を定める場合において、第四条第二項の規定を適用して減すべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第一項の額に乗じた額を基準として前条第二項第四号の負担総額とすることができるものとする。

- 一 第二条第二項第一号に係る公害防止事業 四分の一以上二分の一以下の割合
- 二 第二条第二項第二号に係る公害防止事業
 - イ たい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚でいその他公害の原因となる物質が著しくたい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合 四分の三以上十分の十以下の割合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 二分の一以上四分の三以下の割合
- 三 第二条第二項第三号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定めるもの（公害の原因となる物質が長期にわたって蓄積された農用地に係るものに限る。） 二分の一以上四分の三以下の割合
- 四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業 政令で定める割合

第十九条(審議会)

第六条第一項及び第八条第一項の審議会は、次のとおりとする。

- 二 施行者が都道府県知事である場合においては、[環境基本法第四十三条](#)の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関

